

18歳から65歳未満の方を対象に

補聴器の購入費を助成します

日常生活のコミュニケーションに支障のある中等度の難聴や片耳が高度以上の難聴の方を対象に補聴器の購入費を助成します。

対象

次のすべてに該当する方

- 18歳以上65歳未満で東大和市に居住し、住民票がある方
- 住民税が非課税世帯の方
- 聴力レベルがおおむね40デシベル以上であり、
耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方 ※医師の意見書の提出が必要です。
- 聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)とならない方
- 過去5年間にこの制度による助成を受けていない方 ※他の区市町村での助成も含む。

助成内容

最大 **40,000円** (上限)



補助対象：補聴器1台の本体費用

本体に付属する電池・充電器・イヤーマールドも対象

- 医療機関の文書料、診察料、検査料は対象外です
- 助成決定前に購入した補聴器は助成の対象になりません
- 認定補聴器専門店※において購入する補聴器のみが対象です
※認定補聴器専門店は、公益財団法人テクノエイド協会ホームページからご確認ください



助成の詳細は
裏面を
ご覧ください



補聴器の購入・病院受診の前に 市役所窓口で申請が必要です



申請から助成までの流れ

障害福祉課(市役所1階)の窓口で申請

※ 1月1日時点で東大和市に住所がない方は、居住していた区市町村の「住民税(非)課税証明書」をお持ちください。

市から 医師の意見書(以下:意見書)の用紙をお渡し



意見書を持って耳鼻咽喉科を受診

※診察・検査・意見書作成に係る費用は自己負担。受診した結果、助成対象とならない場合もあります。

「認定補聴器専門店」で購入相談・見積書を取得

障害福祉課(市役所1階)に意見書・見積書を提出

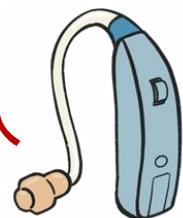


市から 決定通知書と給付券 を郵送



給付券を持って 見積書を取得した 「認定補聴器専門店」で補聴器を購入

助成額を差し引いた額をお支払いいただきます。



問合せ 東大和市役所 ☎ 042-563-2111

障害福祉課 障害福祉係／内線1123・1129